


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口茂夫		
件名	東大和市民生・児童委員協力員事業実施要綱について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>民生・児童委員協力員事業の実施主体が東京都から市に変更されたことに伴い、関連する実施要綱について制定するものである。</p> <p>(1) 内容 趣旨、業務、候補者の選出、委嘱、定数、任期、解職、活動費、守秘義務、地区民協の役割、庶務、補則</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 本要綱の制定により、民生・児童委員協力員事業に関して、適切な事務を執行できる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。